

議案第 33 号

三豊市企業誘致条例の一部改正について

三豊市企業誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市企業誘致条例の一部を改正する条例

三豊市企業誘致条例（平成 23 年三豊市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

#### 三豊市企業立地促進条例

第 1 条中「企業誘致」を「企業立地等」に改める。

第 2 条第 1 号ただし書を削る。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 運輸業施設 鉄道、自動車、船舶若しくは航空機による旅客若しくは貨物の運送業、倉庫業又は運輸に附帯するサービス業（規則で定める業種に限る。）の事業の用に供する施設をいう。

第 2 条第 5 号中「運送業施設」を「運輸業施設、物流拠点施設」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号を同条第 5 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(4) 物流拠点施設 産業分類の大分類に掲げる製造業、卸売業、小売業を営む者が、製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設をいう。

第 3 条第 1 項中「区域内において」の次に「新たに」を加え、「新設」を「設置」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に第 3 条第 2 項に規定する申請を行った企業について適用する。